

サービス提供体制強化加算

共通加算

介護老人福祉施設・介護老人保健施設
通所介護・通所リハビリテーション
短期入所生活介護・短期入所療養介護

■概要

この加算は、介護保険サービス事業所（特定施設入居者生活介護や居宅介護支援など一部を除く）や介護保険施設において、介護従事者の専門性等のキャリアに着目し、サービスの質が一定以上に保たれた事業所を評価しています。

算定の要件は、介護福祉士の資格保有者、常勤職員、一定以上の勤続年数を有する者が一定以上雇用されていることなどですが、原則として、職員の割合の前年度実績により翌年度1年間の算定の可否が判断されることから、毎年3月にその割合を計算します。サービスの種類によって具体的な要件は異なりますので、次に示す基準の算定要件をよく確認した上で、算定する必要があります。

■算定要件

厚生労働省基準

【介護老人福祉施設】

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位

※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

- (2) 通所介護費等算定方法第十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- ロ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
- (2) イ（2）に該当するものであること。
- ハ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 指定介護老人福祉施設の看護師若しくは准看護師又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。）の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
- (2) イ（2）に該当するものであること。
- ニ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 指定介護福祉施設サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
- (2) イ（2）に該当するものであること。

【介護老人保健施設】

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18 単位
- (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 12 単位
- (3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6 単位
- (4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位

※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

- イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
- (1) 介護老人保健施設にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
- (二) 通所介護費等算定方法第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- ロ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
- (1) 介護老人保健施設にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(二) イ(1)(二)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(1) 介護老人保健施設にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護老人保健施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(二) イ(1)(二)に該当するものであること。

ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(1) 介護老人保健施設にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護老人保健施設の介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(二) イ(1)(二)に該当するものであること。

【通所介護】

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位

(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第一号イ及びハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

- ハ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （１）指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
 - （２）イ（２）に該当するものであること。
- ニ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （１）指定療養通所介護（指定居宅サービス等基準第百五条の二に規定する指定療養通所介護をいう。）を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
 - （２）通所介護費等算定方法第一号ロ及びニに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

【通所リハビリテーション】

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- （１）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18 単位
- （２）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 12 単位
- （３）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6 単位

※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算の基準

- イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （１）指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
 - （２）通所介護費等算定方法第二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- ロ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （１）指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。
 - （２）イ（２）に該当するものであること。
- ハ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （１）指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
 - （２）イ（２）に該当するものであること。

【短期入所生活介護】

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算 (I) イ 18 単位
- (2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ 12 単位
- (3) サービス提供体制強化加算 (II) 6 単位
- (4) サービス提供体制強化加算 (III) 6 単位

※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算 (I) イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第二百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の介護職員（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの介護職員。以下同じ。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

- (2) 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算 (I) ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
- (2) イ (2) に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算 (II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所の看護師若しくは准看護師又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。）（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員）の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
- (2) イ (2) に該当するものであること。

ニ サービス提供体制強化加算 (III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第二百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）を利用者に直接提供する職員（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護

老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者に対して介護福祉施設サービスを直接提供する職員）の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

【短期入所療養介護】

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位
- (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12単位
- (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
- (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(二) 通所介護費等算定方法第四号イに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(2) (略)

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(二) イ(1)(2)に該当するものであること。

(2) (略)

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(二) イ(1)(2)に該当するものであること。

(2) (略)

ニ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(二) イ(1)(2)に該当するものであること。

(2) (略)

解釈通知

【介護老人福祉施設】

(36) サービス提供体制強化加算について

① ※2の(20)①から④まで及び⑥を準用する。

② 指定介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

※「2の(20)①から④まで及び⑥」とは「2 短期入所生活介護費(20) サービス提供体制加算について」の①から④まで及び⑥のこと。

【介護老人保健施設】

(39) サービス提供体制強化加算について

① ※2の(20)①から④まで及び⑥を準用する。

② 介護保健施設サービスを利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

※「2の(20)①から④まで及び⑥」とは「2 短期入所生活介護費(20) サービス提供体制加算について」の①から④まで及び⑥のこと。

【通所介護】

- ① ※1 3 (7) ④から⑥まで並びに※2 4 (24) ②及び③を参照のこと。
- ② 指定通所介護を利用者に直接提供する職員又は指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。
※1, 2 共【通所リハビリテーション】の解釈通知と同じ

【通所リハビリテーション】

- ① 訪問入浴介護と同様であるので3 (7) ④から⑥まで、並びに指定訪問看護と同様であるので4 (25) ②及び③を参照されたい。
- ② 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員を指すものとする。
なお、1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあっては、これらの職員も含むものとする。

※1 「3 (7) ④から⑥」とは「3 訪問入浴介護費 (7) サービス提供体制加算について」の④から⑥までのこと。その内容は次のとおり。

- ④職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。
なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。
- ⑤前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。
- ⑥同一の事業所において介護予防通所リハビリテーションを一体的に行っている場合においては、本加算計算も一体的に行うこととする。

※2 「4 (25) ②及び③」とは「4 訪問看護費 (25) サービス提供体制加算について」の②および③のこと。その内容は次のとおり。

- ②勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、

平成 21 年 4 月における勤続年数 3 年以上の者とは、平成 21 年 3 月 31 日時点で勤続年数が 3 年以上である者をいう。

- ③勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を合めることができるものとする。

【短期入所生活介護】

(20) サービス提供体制強化加算について

- ①職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く。）の平均を用いることとする。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。

ただし、前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前 3 月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としてすること。

- ②前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第一の 5 の届出を提出しなければならない。

- ③勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成 21 年 4 月における勤続年数 3 年以上の者とは、平成 21 年 3 月 31 日時点で勤続年数が 3 年以上である者をいう。

- ④勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を合めることができるものとする。

- ⑤指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

- ⑥同一の事業所において指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

【短期入所療養介護】

(9) サービス提供体制強化加算について

- ①※ 2 の (20) ①から④まで及び⑥を準用する。

②指定短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

※「2の(20)①から④まで及び⑥」とは「2 短期入所生活介護費(20) サービス提供体制加算について」の①から④まで及び⑥のこと。

■サービス提供体制強化加算に関するQ&A

介護保険最新情報 Vol.69 平成21年4月改定関係Q&A (vol.1) (平成21年3月23日)

問 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的取扱いについて示されたい。

(答)

要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。

なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。

問 同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。

(答)

同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算はできない。

問 産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。

(答)

産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含め

ることができる。

問 EPA*で研修に来ている者も当該加算の対象に含まれるのか。

***EPA…経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)**

(答)

人員配置基準においても含めていないことから、当該加算においても対象として含まない。

介護保険最新情報 vol.471 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (vol.2) (平成 27 年 4 月 30 日)

問 サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均(3月分を除く。)をもって、運営実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所)の場合は、4月目以降に、前3月分の実績をもって取得可能となるということか。

(答)

貴見のとおり。

なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録する必要がある。

問 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イとサービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロは同時に取得することは可能か。不可である場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを取得していた事業所が、実地指導等によって、介護福祉士の割合が60%を下回っていたことが判明した場合は、全額返還となるのか。

(答)

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イとサービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロを同時に取得することはできない。

また、実地指導等によって、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イの算定要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還させることが可能となっている。

なお、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロの算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イの返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A(vol.6) (平成 30 年 8 月 6 日)

問 同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。

また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。

(答)

同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。

ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算はできない。

・平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A(vol. 2) (平成 30 年 3 月 28 日) 問 10

■正しい解釈と留意点

この加算の要件をまとめると表のようになります。

	算定要件※1			
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき18単位)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき12単位)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき6単位)	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき6単位)
介護老人福祉施設※2	介護職員総数のうち、介護福祉士が60%以上	介護職員総数のうち、介護福祉士が50%以上	看護・介護職員総数のうち、常勤職員が75%以上	サービスを直接提供する職員の総数のうち、勤続3年以上の者が30%以上
介護老人保健施設				
短期入所生活介護				
短期入所療養介護				
通所介護	介護職員総数のうち、介護福祉士が50%以上	介護職員総数のうち、介護福祉士が40%以上	サービスを直接提供する職員の総数のうち、勤続3年以上の者が30%以上	サービスを直接提供する職員の総数のうち、勤続3年以上の者が30%以上(療養通所介護に限る)
通所リハビリテーション				

※1 いずれかの加算を算定している場合、それ以外の加算を同時に算定しない。

※2 日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しない。

この加算における職員の割合は、常勤換算方法により算出した前年度(4月～2月の11カ月間)の平均を用いて算出することになっています。つまり、この加算については、毎年、前年度(4月～2月の11カ月間)の実績を踏まえ、新年度において算定できるかどうか

か判定することとなります。

ですから、2月の勤務実績が確定後、次年度の4月から算定できるかどうか、毎年必ず確認する必要があります。年度末にまとめて割合を計算すると複雑なので、毎月の勤務実績が確定したら、各月の常勤換算後の人数と対象従業者の常勤換算後の人数を算出し、記録しておきましょう。

ただし、前年度の実績が6カ月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3カ月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることになっているため、加算の届出提出以降も継続的に直近3カ月間の職員の割合を維持する必要があります。所定の割合を下回った場合には、直ちにその旨を届け出る必要があります。

兼務をしている職員の場合は、該当職種に従事した時間のみを常勤換算の計算に計上します。例えば、介護支援専門員兼務の介護職員が、介護支援専門員として100時間、介護職員として60時間就労している場合は、介護職員のための時間を求める際には60時間のみ計上できます。

この加算を算定するにあたり、職員の割合を算出する基準は、通所介護、通所リハビリテーションについては平成12年3月1日老企第36号に、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護については平成12年3月8日老企第40号通知に示されています。

解釈通知の①、②（太字部分）が各サービスに共通する条文です。

■算定事例

定員100人の介護老人福祉施設のサービス提供体制強化加算（I）イの算定事例を解説します。この事業所は、介護職員の総数32人で、全員が常勤専従です。そのうち介護福祉士は20人であり、この事業所が定める1週間の勤務時間は40時間です。前年度介護職員と介護福祉士数には変動がありませんでした。

まず、月ごとの「常勤の従業者が勤務すべき時間数」は次の式で計算します（小数第1位四捨五入）。

$$\begin{array}{l} \text{常勤の従業者が} \\ \text{対象つきに勤務} \\ \text{すべき時間数(時} \\ \text{間)} \end{array} = \frac{\text{終業規則等で定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間※} \times \text{当月の営業日数}}{\text{週当たりの営業日数}}$$

※32時間を下回る場合は32時間とし、40時間を上限とする

4月を例に算定します。

$$\frac{40 \text{ 時間} \times 30 \text{ 日}}{7 \text{ 日}} = 171.42 \Rightarrow 171 \text{ 時間}$$

サービス提供体制加算算定にあたっては下記表を参考に毎月介護福祉士数を記録しておきます。

前年度実績が6カ月以上の介護老人福祉施設の算定例

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
常勤職員が歴月に勤務すべき時間数		171	177	171	177	177	171	177	171	177	177	160	
介護職員の総勤務時間数		5,472	5,664	5,472	5,664	5,664	5,472	5,664	5,472	5,664	5,664	5,130	
①	介護職員の総数 (常勤換算後)	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	352
介護福祉士の総勤務時間数		3,420	3,540	3,420	3,540	3,540	3,420	3,540	3,420	3,540	3,540	3,200	
②	①のうち介護福祉士の総数(常勤換算後)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	220
②÷①×100(%)		62.5	62.5	62.5	62.5	62.5	62.5	62.5	62.5	62.5	62.5	62.5	62.5

■届出書類・必要書類

●介護老人福祉施設・介護老人保健施設

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イおよびロは、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「サービス提供体制強化加算に関する届出書」「介護福祉士の割合を算定する各都道府県に定められた計算書」「介護福祉士の資格証の写し」を算定しようとする月の月末までに都道府県に届け出ます。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「サービス提供体制強化加算に関する届出書」「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」「常勤職員の割合を算定する都道府県に定められた計算書」を算定しようとする月の月末までに都道府県に届け出ます。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「サービス提供体制強化加算に関する届出書」「勤続3年以上の職員の割合の割合を算定する都道府県に定められた計算書」を算定しようとする月の月末までに都道府県に届け出ます。

●通所介護

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イおよびロは、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「介護福祉士の資格証の写し」「サービス提供体制強化加算に関する届出書」「有資格者の割合を算定するための各都道府県で定められた計算書」を算定しようとする月の前月の15日までに各都道府県の加算を管理する担当団体等に提出します。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」「サービス提供体制強化加算に関する届出書」「常勤者の割合を算定するための各都道府県で定められた計算書」を算定しようとする月の前

月の15日までに各都道府県の加算を管理する担当団体等に提出します。

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「介護福祉士の資格証の写し」「サービス提供体制強化加算に関する届出書」「勤続3年以上の職員の割合を算定するための各都道府県で定められた計算書」を算定しようとする月の前月の15日までに各都道府県の加算を管理する担当団体等に提出します。

●通所リハビリテーション

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イは、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上であることの算定根拠を示す書類(都道府県ごとに異なる)」を算定しようとする月の前月の15日までに各都道府県の加算を管理する担当団体等に提出します。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロは、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40%以上であることの算定根拠を示す書類(都道府県ごとに異なる)」を算定しようとする月の前月の15日までに各都道府県の加算を管理する担当団体等に提出します。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であることの算定根拠を示す書類(都道府県ごとに異なる)」を算定しようとする月の前月の15日までに各都道府県の加算を管理する担当団体等に提出します。

●短期入所生活介護・短期入所療養介護

サービス提供体制加算(Ⅰ)イおよびロ、サービス提供体制加算(Ⅱ)、サービス提供体制加算(Ⅲ)のいずれも「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「サービス提供体制強化加算に関する届出書」「算定の根拠となる書類(各都道府県により指定様式が異なる)」を算定しようとする月の前月の15日までに各都道府県の加算を管理する担当団体等に提出します。